

花巻市地域自立支援協議会会議録

1 開催日時

令和7年3月11日（火） 午後1時30分～午後2時30分

2 開催場所

花巻保健センター 2階 集団指導室

3 出席者

(1) 委員出席者 15名

菅野充委員、横澤亜弓委員、戸田康雄委員、三井信義委員、菊池利光委員、牛崎恵理子委員、細川祥委員、照井淑之委員、市村律委員、佐々木一行委員、菊池正規委員、盛川康祐委員、高橋永江委員、佐藤智明委員、金子賢一委員

(2) 委員欠席者 5名

高田恵一委員、谷浩明委員、菅野弘委員、奈良千秋委員、高橋賢誠委員

(3) 事務局 6名

瀬川文彦障がい福祉課長、及川道子同課課長補佐、丹野久弥同課基幹相談支援センター次長、高瀬英恵同課基幹相談支援センター上席主査、中島嘉裕同課自立支援係長、佐藤寛明同課地域生活係長、高橋真紀子花巻市社会福祉協議会相談支援事業所あけぼの管理者補佐兼相談支援専門員

4 議題

(1) 報告事項

- ア 第7期花巻市障がい福祉計画及び第3期花巻市障がい児福祉計画の進捗状況について
- イ 令和6年度相談支援事業の相談状況について
- ウ 令和6年度専門部会等の取り組みについて

(2) 意見交換

- ア 「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる花巻市まちづくり条例（仮称）」の制定に係る取り組みについて

議事録

令和6年度第2回花巻市地域自立支援協議会

○協議会開会

丹野基幹相談支援センター次長

すいません皆さんお待たせいたしました。まだ1名の方がみえておりませんが、時間になりましたので、ただいまから令和6年度第2回花巻市地域自立支援協議会を開催いたします。

開催に先立ちまして、会議の設置について申し上げます。

花巻市地域自立支援協議会設置要綱第7条第2項に、委員会は委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができないと規定されております。本日の出席は委員20名中15名の出席をいただいていることから、本日の会議が成立することをご報告いたします。

また、事務局から委員の皆様をお願いとなりますが、協議会の議事録作成のため、音声を文字に起こすシステムを活用しております。ご発言の際は、マイクのご使用をお願いいたします。

本日3月11日となりますので、2時46分に追悼の放送があります。協議会の方が進行時でありましても2時46分に追悼の放送がありましたら、ご起立可能な方はご起立の上、黙とうの方よろしくをお願いいたします。

○挨拶

丹野基幹相談支援センター次長

それでは障がい福祉課長、瀬川文彦からご挨拶を申し上げます。

瀬川障がい福祉課長

皆様、大変お疲れ様でございます本日年度末ということで、お忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本来であれば部長の今井が参りまして、皆様にご挨拶をさせていただくところでございますが、本日所用で出張しておりまして大変申し訳ございません。代わりに私からご挨拶を申し上げます。

まずもちまして、皆様方におかれましては、花巻市の障害福祉施策の推進につきまして、日頃よりご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

花巻市第7期障害福祉計画第3期障害児福祉計画につきましても令和5年度に策定をいたしまして令和6年度から実施をして行っているところでございますけれども、早いもので、まず1年がもう過ぎたということでございます。本日につきましては、こちらの計画の実施状況でございますとか、あと本日の議題であります相談状況、専門部会の実施状況等についてご報告をさせていただきたいと考えてございます。

また、本日、意見交換ということで、また見慣れない言葉かもしれませんが、こちらの意見交換につきましても、少しご提案をさせていただいて、皆様方にとりあえず知っていただくところから始めたいと考えてございましたので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

来年度におきましてもあともう数十日というところでございますけれども、引き続

き皆様のご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○会長挨拶

丹野基幹相談支援センター次長

続きまして、花巻市地域自立支援協議会三井会長からご挨拶を申し上げます。

三井会長

本日は、年度末のお忙しい中ご出席をいただきました。ありがとうございます。

年度末ということで自立支援協議会の活動を振り返る時期になりました。それぞれ、相談業務や部会等で頑張っていると思いますが、何かコロナ以前のような勢いなどがやっぱりなくなっているかなという感じも否めません。福祉の現場の方も人手不足等々で、なかなかこういった広域的な活動に対するエネルギーというのでしょうか。余力というのが、そういったものが少し弱くなってきているのかなという感じもいたします。

そういった中ではございますけれども、いろいろ意見を賜りたいと思いますし、最後に意見交換ということでまちづくり条例ということの提案がございます。これにつきましてはですね我々自立支援協議会の大きな役割、大きな柱としてはやはり啓発ということがあるのではないかなというふうに思います。そういう意味では、花巻市民の皆さんも、こういった条例についてよく思案して、それで花巻市が住みよい町になるように、進めていければいいのかなというふうには感じておりますので、いろいろご意見を賜ればと思いますのでよろしくお願いいたします。

丹野基幹相談支援センター次長

ありがとうございます。4の報告となりますが、皆さんに事前に資料をお送りしておりましたが、お席に次第と本日の資料1の差し替え、後は資料1の追加資料を置かせていただきましたので、ご確認いただければと思います。

4の報告となります。進行につきましては、花巻市地域自立支援協議会設置要綱第7条に、協議会は会長が招集し、会長が議長となると規定されておりますので、三井会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○報告

- (1) 第7期花巻市障がい福祉計画及び第3期花巻市障がい児福祉計画の進捗状況について
- (2) 令和6年度相談支援事業の相談状況について
- (3) 令和6年度専門部会等の取り組みについて

三井会長

それではご協力よろしくお願いいたします。4番の報告でございます。(1) 第7期

花巻市障がい福祉計画および第3期花巻市障がい児福祉計画の進捗状況について、事務局よりご説明お願いいたします。

及川課長補佐

障害福祉課の及川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

花巻市第7期障がい福祉計画第3期障がい児福祉計画の進捗状況につきましてご説明いたします。本日差替えでお渡ししております資料1をお手元にご準備いただきたいと思います。緑と薄いピンク色が入った資料が本日の資料となっております。

本計画につきましては、令和6年度から8年度の3年間を計画期間とする計画でございますが、作成に当たりましては、花巻市地域自立支援協議会において、委員の皆様方から貴重なご意見等をお伺いいただきまして策定いたしました計画でございます。昨年5月に開催いたしました第1回花巻市地域自立支援協議会におきまして、障がい福祉課長の瀬川より計画の概要をご説明申し上げましたが、本日は計画に定めております成果目標に対し、計画期間の1年目に当たります令和6年度の現時点の状況につきましてご報告させていただきます。

1ページをご覧ください。成果目標、(1)につきましては、福祉施設の入所者の地域生活への移行となっております。

障がい者支援施設に入所している方や精神科病院に特化入院している方が、本人の意向により、自宅またはアパート、グループホームなどの居住の場を移すことについて目標を設定しております。

ピンク色の部分が計画策定時の目標で、緑色の部分がそれぞれの項目に応じた令和6年度の現時点の状況であります。現在の施設入所者数は113名となっております。今年度施設入所されていた方は120名いらっしゃいましたので、7名の方が退所された状況ということでございます。

施設から地域生活への移行者の目標につきましては、令和8年度までに8名ということですが、今年度につきましては1名の方が地域生活に移行したという状況でございます。

成果目標(2)地域生活支援の充実につきましては、地域生活支援拠点等についてと、強度行動障がいの支援の二つの項目について目標を設定しております。

地域生活支援拠点等とは、障害の重度化高齢化、あとは家族の支援が受けられなくなった場合を見据え、相談支援体制を整えることや、緊急時の支援対応を行うこと。またグループホームへの居住体験などの機会の場の提供を行うことなど五つの項目について国で定めているものでございます。

当市におきましては、令和4年3月から地域の事業所と市が連携いたしまして取り組みをスタートしておりまして、計画策定時点で整備が進んでいるものでございます。地域生活支援拠点等の取り組みにご協力いただいている事業所が、現在20ヶ所ございまして、それぞれ拠点の機能を担っていただいております。

本日追加でお渡ししております。拠点等の事業所登録名簿を後ほどご参照いただければと存じます。地域生活支援の充実のもう一つの目標として、強度行動障がいのある方の支援ニーズの把握と支援体制の整備がございますが、計画策定時点で既に取り組みを行っているものとなっております。

資料の2ページをご覧ください。

成果目標の(3)福祉施設から一般就労への移行につきましては、障がい福祉サービスの中の就労サービスを経て一般就労された方の人数を目標にしているものでございます。就労サービスごとに目標を設定しておりますが、就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型合わせて25名の方が一般就労するということを目指しておりますが、今年度につきましては、現在12名の方が一般就労をされているという状況でございます。地域定着支援につきましては、2名利用するという目標に対し、現在4名の方がサービスを利用されております。

資料の3ページをお開きください。

(4) 障がい児支援の提供体制の整備につきましては、5つの項目で目標を設定しておりますが、当市には児童発達支援センターでありますイーハトーブ養育センターが障がい児支援の中核的な役割を担っていただいております。5つ全ての取り組みについてご尽力いただいている状況となっております。今年度の変更箇所といたしましては、重症心身障がい児を支援する事業所が市外へ移転となりまして、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所が2ヶ所から1ヶ所に変更となっております。

(5) 相談支援体制の充実につきましては、基幹相談支援センターについては平成31年から設置し、障がい児者の相談や基本的な課題を抱えている家庭に対し支援を行っております。個別事例の検討ということにつきましては、花巻市自立支援協議会の専門部会である相談支援部会において検討していただいておりますが、来年度につきましては、精神障がい者の包括的な支援に特化いたしまして、支援ニーズや地域課題等を整理しまして、課題解決に向けた取り組みを進めていく予定としております。

簡単ですがご報告は以上になります。

三井会長

ただ今、障がい福祉計画および障がい児福祉計画の進捗状況についてご説明をいただきました。ただ今のご説明に対しまして、皆さんからご質問ございませんでしょうか。

すいません。私からですが(1)地域生活移行の削減数7と移行者数の項目のところもう少し詳しくご説明いただけますか。

及川課長補佐

退所された方7名ということなのですが、亡くなった方、あとは病院の方に入院された方、高齢者施設の方に移った方が6名、7名のうち6名がそのような理由で退所されたということになりますし、1の方がアパートを借りて就労先も決まって、地

域で生活されているという所でございます。

三井会長

ありがとうございました。

地域生活移行が大きな課題ではあるのですが、なかなか難しい側面もあるのかなというふうに思います。

何かございませんか。

金子副会長

福祉施設から一般就労への移行というところもB型の内訳が5名となっておりますが、結構な人数だなというふうな印象を受けますけども、この5人の方に関しては、いわゆるB型に在籍している利用者の方であるとは思いますが、ご本人さんが単独で就職活動をして就職をしたものなのか、あるいは事業所の個別支援計画の支援のもとで就職に移行したもののなのか、背景といいますか、その内容を教えていただければと思います。

中島自立支援係長

障害福祉課中島と申します。ご説明します。こちらに関しては各相談支援事業所にこちらから直接問い合わせをさせていただき、そういった対象の方がいらっしゃるかというところを聞き取りした内容になります。でありますので、実際にどういう形で就労に結びついたかっていうところまで詳しく把握できてないというところがございます。

そこまでのところの把握はできておりませんが、現状で各相談支援事業者の方で把握しているのはその人数ということになります。

金子副会長

ありがとうございます。

三井会長

相談側から何か情動的なものがありましたら、お願いします。

横澤委員

相談側からですが、就労Bから一般就労ということで精神疾患の方だったり、内部障害の方で働ける体の状態の方が御自身で希望をして、一緒にハローワークに行ったり、仲間に相談したりというところで動いている。こちらでは就労Bと一緒に動いたケースもあまりなくて、外に協力いただいて、ビジョンを集めて移行したケースがあります。

菅野委員

自分の事務所で対応した実績はないですけども、他のところから伺うところでは、横澤さんがお話した通りの状況の他に施設外就労という採用を通じて経験を重ねて至ったというところもお伺いしております。以上になります。

三井会長

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。それでは一番については終了したいと思います。

それでは、(2) 令和 6 年度相談支援事業の相談状況について、ご説明をお願いいたします。

丹野基幹相談支援センター次長

資料の障がい者相談支援事業等年度別集計表をご覧いただきたいと思います。

ピンク色の部分が令和 6 年度現在のものになります令和 7 年 1 月末までの集計となっております。あけぼのの方から実際 1 月までの実績の方を申し上げたいと思います。あけぼのの相談支援方法合計件数ですけれども、1 月末で 1,707 件、しおんが 1,476 件、こぶし相談室が 332 件、相談支援事業所しょうふうが 514 件、イーハトーブ養育センターが 580 件、かな障害者相談支援事業所が 601 件、サポートスペース ココ・アルバが 729 件、ワークプランが 600 件。事業所計が 6,539 件、令和 7 年 1 月末現在となっております。

市の 1 月末現在の件数が 169 件で基幹相談支援センターが 1,129 件、市合計が 1,298 件となっております。委託事業所と市を合わせまして、1 月末現在で 7,837 件の相談を受け付けているところでございます。

障がい者児の実人数で言いますと、あけぼのが 1,097 人の方から相談を 1 月末現在で受けております。しおんが 623 人、こぶしが 154 人、しょうふうが 147 人、イーハトーブ養育センターが 337 人、かなが 150 人、ココ・アルバが 328 人、ワークプランが 261 人、事業所の方では 3,097 人の方が相談を受けているところでございます。市の方では 139 人と基幹が 488 人の合計 627 人、事業所と市の方で 1 月末現在 3,724 人の方から相談を受けているところでございます。

昨年度末では 9,773 件の相談がありましたので、昨年度並みか若干増えるかなという感じで推移しているところでございます。今現在でイーハトーブ養育センターの方では昨年度の 502 件を超えて 580 件の相談がきているところでございます。

相談件数も多いとは思いますが、相談できるところが花巻市にはたくさんあるということで障害を持った方、障害を持ったお子様、またはその家族が相談に行きやすいようこちらでも周知していきたいと思ひますし、地域の方でも周知できるように今後働きかけていきたいと思ひております。

資料 2 については以上でございます。

三井会長

ありがとうございます。

相談支援事業の状況についてご説明をいただきました。ただいまのご説明について、皆様からご質問等ございませんでしょうか。

特によろしいですか。特になければ、それでは (3) 令和 6 年度専門部会の取り組みについて説明をお願いいたします。

高橋相談支援事業所あけぼの管理者補佐兼相談支援専門員

花巻市社会福祉協議会相談支援事業所あけぼのの高橋です。専門部会の運営を当協議会の方で運営受託しておりますので、私の方から報告をさせていただきます。

資料3をお開きください。専門部会につきましては5つありまして、様々な具体的な取り組みをしているところです。

まず一つ目が情報部会、こちらの方では、花巻市障がい福祉ガイドブックという市内の福祉サービスの情報をまとめたものを3年おきぐらいで改訂しておりまして、ちょうど昨年度の末に新しいものを作って、今年度に入ってから配布をしたところです。基本的には相談に乗っていただく方向けのものでして、相談をする人向けではないので部数はあまり多くなく、150部ということで作ってお配りをしたところです。

あとは情報部会ということで障害のある方ですとか、あるいは関係者に向けた情報発信を取り組んでいけたらということで、花巻市自立支援協議会の各部会の取り組みの様子、なかなか市民であるとか、関係者にも伝わっていないなという課題がありますので、そのあたりを情報部会員が実際に部会に参加して各部会の様子を確認していたところです。何らかの形でこの各部会の取り組みの状況啓発できたらと思っていて、何年かも広報誌のようなことで発信をしていたときもあったのですが、今の時代はSNSといいますか、ネットも発展しているところなので、そういった形で啓発していこうかというのは、来年度また検討を進めていきたいなと思っております。

ガイドブックについては、部数が少なくて皆様にお配りにはできないのですが、資料の後ろの方にイメージということで載せておりますので、ご覧いただければと思います。部数が少ないので、差し上げられないのですがデータでは提供できますので、もし必要な方は事務局までお申し出いただければと思います。

続いて二つ目の相談支援部会の方ですが、こちらは市内の相談支援の質の向上に向けていろいろ取り組んでいる部会として、まず一つ目としてGSV研修会。聞き慣れないと思いますが、グループスーパービジョンというものの略として、通常、私達ケース支援の検討をしたりはするのですが、どちらかというと支援者向けの研修会の場合、支援者が気づきを得るための目的を持って事例検討したりしているという研修会なのですが、こちらの方、紫波の基幹の相談員さんをお呼びして研修をして、実際の事例についての検討をしたところで市内の事業所から27名参加いただいています。

このストレングス視点というの聞き慣れない方もいらっしゃると思うのですが、ケースの支援する中で課題とか、割とネガティブな面に注目しやすいこともあるのですが、ストレングスというのはご本人さんとか関わる方の出来ている所とか、良い所に着目してやっていくという視点として、そういった形で元気になれるような場になったらいいなということで進めていたところです。

それから地域課題に関する検討ということで、先ほど計画の進捗状況の中で話題に出ていましたが、精神障害のある方にも対応した地域包括ケアシステム。「にも包括」

と言いますが、そちらの方の検討も進めていて来年度本格的にこちらの部会で協議を進めていく予定にしています。

あと地域移行定着に係る支援関連ということで、岩手県の方で年1回地域移行希望調査というのを精神科病院、入所施設向けに調査しているのですが、花巻市の結果についてみんなで共有をして、こういった課題がありそうかというのを確認しています。その中では、高齢の方の移行が病院それから施設ともに難しそうだというのが出てきていまして、その辺りは介護保険の分野との連携が必要かなというふうに確認をしています。

市内の精神科病院の状況について、もとだて病院そして国立花巻病院の担当の方をお招きして、確認をしまして、精神科病院でも以前に比べると長期入院の方が減ってきているところで、長期入院になっているのは退院したい（させたい）けど、事情があって中々出来ないという方が残っているのだという話を確認したところで、そういった方の退院支援については、今後こういった検討を進めたらいいかというのは来年度以降にまた検討したいと思っております。

それからひきこもりのあたりも最近課題になっているなというところで、県の精神保健福祉センターの中にある「ひきこもり支援センター」の方を講師に勉強会をしまして、改めてひきこもりのトライであるとか、全県的な状況の確認をしております。

大体対象になっている方は20代の方が多いということで、相談に上がってくるのは親御さん、40代ぐらいの方の相談が多いというようなのを伺っております。ネット検索から、このひきこもり支援センターの方に相談が来ているというのをおっしゃってました。盛岡にあるので花巻からそちらに向けての相談もありますよということで花巻にも繋がりたいなということで、どこに繋いだらいいかというようなことをお話されてました。なかなか地元だと相談しづらいという方もいらっしゃるというのはあるので、そのあたりは連携が必要と思っております。

こども支援部会ですね。こちらの方ではサポートの必要なお子さんの支援に向けての課題を検討していますけれども、その中で連携済みというところを上手くやれたらいいねということで話をしております。市内の保育園とかこども園、普通の学童クラブで気になるお子さんがいたときの繋ぎ先が中々分からなそうだという課題もありまして、例えば市内の関係機関にすぐ繋がればよくても、県立療育センター行って児童相談所に行って戻ってきたというようなケースがあったと伺っておりますので、すぐに相談に繋がるようにどこに相談したらいいかわかるようなリーフレットを作ってみましょうということで作って実際に関係機関にお配りしたところです。リーフレットについてもこの資料の後ろの方につけておりましたので、後でご参照いただければと思います。

続いて就労部会、こちらの方では福祉施設、作業所と言われるところから一般就労に移行する方にも支援に向けた取り組みを行っております。まず7月に清風支援学

校にお声掛けいただいて、北上の自立支援協議会と一緒に周辺企業との連携協議会という情報交換を行ったところです。割と北上の企業が多くて花巻の企業は少なかったようでして、なかなか、これらも発展途上だなというのを感じたところです。

そういったところで各個、会社さんとどう繋がっていけばいいかというのをワーキンググループで分かれて協議をしていまして、就労支援事業所の取り組み、中々、一般の会社には伝わっていないのじゃないかということで、各企業に向けた啓発活動を検討していましたというのが周知活動グループ、それから企業開拓ワーキンググループでハローワークさん中心になっていただいて職場体験実習とかも可能な事業所を障害者雇用にも意識を向けていただいているような会社さんを啓発活動の対象先として、下のところにある11月に「企業と障害者就労支援の架け橋ツアー」というのを開催したところです。市内の8ヶ所の会社さんからご参加いただいて、あと市内の松風園さんとかキャリアイズさんとかご協力をいただいてですね、各事業所の様子を見ていただいて、「障害のある方こんなに働けるんだね」というのを見ていただいたところで、今後も続けていけたらなというふうに考えております。

それから本人活動部会、こちらについては障害のある方への余暇活動とか勉強会のような場をしているところですが、まず7月に3B体操ということで、56名参加いただいています。それから11月には音楽体験ということで音楽療法士の方をお呼びして51名参加で交流をしております。

続いて次ページですが、2月には、染物体験ということで、こちらはちょっと有料、前の二つは無料ですけれども、染物については材料費もかかるということで少し参加者が減ってしまったんですが、20名以上の方ご参加いただいて楽しく交流をしています。音楽療法と染物については、ボランティアに興味のある高校生にも来ていただいて交流をしていただけていたので、今後もいろいろ交流できたらなというふうに思っております。

続いて運営会議にこちらの方が、各専門部会長さん、副会長さんと、後、三井会長さんにもご参加いただいて、各部会の取り組み状況について共有、意見交換をしております。就労部会員の名簿を見て就労系サービスのあたりが増えているなという意見が出ていたり、あと各専門部会の取り組み状況をぜひ啓発してほしいという意見が出ていました。

それから下の（その他）と書いていますけれども、障害のある人の選挙・投票について、1人で難しい人もいるのだけど、付き添いが認めてもらえない。その辺り自立支援協議会として何か活動できないだろうかという意見が出ていました。

この後にお話が出てくるのですが、「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県作り条例」以前、身障協の前の会長の藤井さんの方から花巻版作れないかということであったけれど、今、花巻ではどんな活動となっているのでしょうかというご意見が出ていまして、この会議の段階では存じ上げなかったのですが、身障協の

方から花巻市議会の方に請願が上がっているというのは後で伺っていましたので、そのあたりもこの後話題になるかなというふうに思っております。

それから地域連絡会議という相談支援事業所とか、訪問看護、障害者支援施設で構成している事例検討を中心とした会議もありまして、その中では入所されている高齢の障害のある方の支援とか、あとは犯罪歴のある方の支援、あとはアルコール依存症の方の支援などについて確認をしてきたところでございます。

次のページ、小さいですが、専門部会の名簿をつけております。特に就労部会が本当にみんな事業所さんに声を掛けているので、だいぶ大所帯になっているなというところでございます。以降のページは参考資料ということで、各部会の様子が分かるものをつけていましたので、後でご覧いただければと思います。以上で報告を終わります。

三井会長

ありがとうございます。

専門部会の取り組みについてのご説明をいただきました。ただいまの説明に対しまして、何かご質問等お気づきの点があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。非常に事業所も増えています。我々もちょっと把握しきれないぐらいですね増えているということで、ちょっと驚いているというかびっくりしたところではあるんですが何かございませんか。

牛崎委員

こども支援部会に所属しております牛崎と申します。部会の中でもちょっと出された話題として、不登校支援。今日はちょっと教育関係の方はいらしていないみたいですが、すけれども、市内の某中学校、中心にある中学校なんですけれども、その支援級の方の半分が不登校という実態がありまして、ちょっとそれを聞いたときにはショックを受けたのですが、私もちっと児童の事業所をやっているのですが、学校に行かないような方は事業所にも来ないということで、令和6年度の制度改革と報酬単価の改正で不登校支援についても放課後等デイサービスで加算がつくような仕組みにはなったんですけれども、中々、事業所の方にも来ないという状況が続いていますので、今後の課題として事業所でも部会でも考えていかなきゃいけないかなとは思っております。将来的に例えば広報。

それから成人期となって、滅びの方につながってしまう恐れもありますので、とても由々しき問題かなと思っております。そういう実態も見ていただきたいなと今後の課題と思っております。

三井会長

はい、ありがとうございます。厳しい状況もあるというお話でした。市の方からは何かありますか。

瀬川障がい福祉課長

教育委員会の方ちょっと出席ができないということで欠席となっておりますので、明確なことはちょっとはつきりお伝えできることがなかなかできないですけれども、いずれ教育委員会の方でも不登校の件について色々と対策を講じていると思います。まず、教育委員会の方で様々な取り組み等を、今後、私どもの方でも出来ているというか、実際にやっていることを確認しながら、自立協の方でも何か連携できるよう、なかなか実際には難しいのかなというふうに思うのですが、実際に何かご協力できることがあればお願いをしていくという話なのかなと思います。すいません、ざっとした話で大変申し訳ありませんがよろしくお願いします。

三井会長

ありがとうございます。

こども支援部会であったり、あるいは相談支援部会であったりと連携して、その辺を進めていただければと思います。

他によろしいでしょうか。その本人活動部会の学生ボランティアということでやっぱりいいと思うのですが、これは働きかけしたのですか。

高橋相談支援事業所あけぼの管理者補佐兼相談支援専門員

花巻市内の高校には全部案内を出して、今回はどちらも花巻北高校の生徒さん、違う人たちでしたけれどたまたま来ていただいたというような格好です。各高校には呼びかけていきたいなと思います。

三井会長

ありがとうございます。いろんな機会で生徒さんたちにも声をかけて触れ合う機会を作っていただければなと思いますのでよろしくお願いします。

あとはよろしいですか。特になければ以上で報告事項を終わります。

○意見交換

- (1)「障害のある人もない人も共に学び共に生きる花巻市まちづくり条例（仮称）」の制定に係る取り組みについて

三井会長

続きまして5番の意見交換でございますけれども、(1)「障害のある人もない人も共に学び共に生きる花巻市まちづくり条例（仮称）」の制定に係る取り組みについてということで、事務局からご説明をお願いいたします。

瀬川障がい福祉課長

それでは意見交換ということで、提出させていただいたところでございますけれども、先ほどの運営会議の方からの報告もございましたように、以前にこういう条例を作らなければ、作るという話でしたけれどもどうなっているかというふうな話もあったということで、ここにきて少し動きがいろいろございましたので、意見交換というか皆様方にご周知をいただきたいということで、今日は提出をさせていただいた

ところでございます。資料については資料ナンバー4 をご覧いただきたいと思ひます。

タイトルについては「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる花巻市まちづくり条例」ということで、非常に話すにも長いものですから「ともいき条例」というふうに一般的には言っているようでございますので、「ともいき条例」と縮めて、お話をさせていただきたいなというふうに思ひます。

まず、なかなか聞き慣れない条例でございますので、ご存知の方もいればご存知ない方もいらっしゃるかと思ひます。まず、1 番の概要と経緯ですけれども、全国の自治体で、こういう名前がともに生きる障害のある人ない人もいますというような条例を全国で制定しているという市町村が多く発生してございました。大分まだかなり少数派ではあるのですが実際年間少しずつそういうふうな条例が制定をされているということでございます。こちらについてはですね、障がい者の方への差別的な取り扱いの禁止、あるいは合理的配慮不提供の禁止等を規定した条例ということになってございます。

差別的取り扱いの禁止でありますとか、合理的配慮不提供の禁止、ちょっと言葉にするとちょっとイメージが湧かないかもしれませんので、資料の方に県で出しているパンフレット、リーフレットをつけております。そこをめぐっていただきますと2 ページ目になりますか、不当な差別の取扱いは禁止されていますということで、例えば受付の対応を拒否するとかですね、本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人に話しかけるとか学校の受験や入学を拒否する。そういった参考例が差別的な取扱いだよということが記載されています。

また1 枚めぐっていただきますと、そちらの方が言葉として分かりづらいかと思うのですが、合理的配慮が求められています。合理的にはどういうことかと言いますと、障がいのある人障がいの特性に応じてそういう配慮をする。例えば駐車場の絵がありますけれども車椅子表示の例えば県でやっている人に優しい駐車場そういうものを配備するとか、障がいの特性に応じて様々な手話を使うとか、あとは実際に筆談をするとかですね、そういうものを合理的な研修をするという意味で合理的なというふうな言葉を使っているということでございます。合理的配慮ということについてはですね、我々地方自治体がこの条例、こちらの差別解消法の省令施行から義務付けられておりますけれども事業者の方々におきましても、令和6 年から義務化されてございます。

これらの条例につきましては、平成28 年の4 月に障害者差別解消法ということで施行されておるところでありまして、これに基づいて様々な、先ほど申し上げました差別的取り扱いの禁止でありますとか、合理的配慮不提供の禁止ということが適用されておりますけれども、岩手県におきましてはですね障害者差別解消法が施行される5 年前の平成23 年7 月に、「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づく

り条例」というものが既に施行されてございます。

県条例の全文につきましては、先ほどのリーフレットの後ろの方につけてございます。2 ページ 3 ページ程ございますので、後でご覧いただければというふうに思っております。花巻市といたしましても、後ほど申し上げますけれども、身体障害者福祉協議会さん等から請願を受けまして、制定、方法等に向けて検討してまいりたいと思います。

続きまして 2 番目、「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」でございますけれども、こちらについて簡単でございますけれどもご紹介をさせていただきますと思います。

条例の前文というものが、条文の前に前文というものがございまして、そちらの方、簡単に要約させていただきましたので、ちょっと読ませていただきたいと思います。

岩手県では、全国を上回る少子化の進行で地域の担い手が減少しつつある中、持続可能な社会を構築していくために障害のある人もない人もそれぞれが地域における役割を担い、共に生きる地域作りを早急に進めていく必要があることから、全ての県民が等しく地域社会を担う一員として、あらゆる分野に参加することができるよう、共に学び、共に生きる中で将来の地域作りを担う人材体制、正しい知識の普及と理解の促進を図ることのようなことが前文として書かれております。

それは基本条例と基本姿勢と基本理念ですね。失礼しました基本理念ということで定めておりまして同条 4 条には県の責務でありますとか、第 5 条につきましては市町村の役割、第 6 条には県民、事業者も含めてですけども、そちらの役割というのを明らかにするというところでございます。

続いて 3 に移らせていただきますが、県の条文の成り立ち、構成を一目で分かるように図にしてみたところでございます。先ほど申し上げましたように前文がございまして、第 1 条が目的、第 2 条が定義、第 3 条が基本理念ということで、第 3 条までは非常に重要なこの条例の考え方を記載している条文ということになります。続いて 4 条には県の責務、第 5 条には市町村の役割、第 6 条には県民等の役割ということで、県、市町村、県民、事業者も含めてということでございますけれども役割が規定されている。第 7 条には先ほど出ていた不利益な取り扱いの禁止、第 8 条には虐待の禁止ということで、ページをめくっていただきまして、第 9 条交流の機会の拡大、様々な方との交流機会の拡大、第 10 条には県の職員の養成、第 11 条には情報の提供および意見の聴取ということで、ルール 14 条まであるわけでございますけれども、第 15 条には、先ほどの不利益な取り扱いに関する相談と助言等の窓口が設けてございます。

続きまして 4 番でございしますが、障害者差別解消法および県条例に基づいて花巻市の取組についてということでございます。市の条例については、制定をされていないということでございまして、障害者差別解消法並びに県条例に基づいて花巻市では下

のような取り組みを行っている状況でございます。

まず市の計画への記載ということで花巻市保健福祉総合計画の方にも掲載いたしまして、基本理念を推進する旨、記載をさせていただきたいと思います。また啓発活動といたしまして、差別の解消でありますとか虐待防止法について広報またはホームページ等でも啓発をさせていただいております。相談窓口といたしましては、相談窓口を市の障がい福祉課の方に設置をさせていただいております。職員対応ということで、こちらの方、障がい者への市の職員の対応ということで、障害者差別解消法の第10条というところに規定をされてございます。申し上げますと、地方公共団体職員が障がい者に対して、適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めるものとするというような記載がございまして、それについては、平成28年の8月に花巻市におきましても、「花巻市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応規定」ということで設置されまして職員への研修を毎年、実際に弁護士の方からの講話等いただきながら徹底を図っているというようなところでございます。

市の条例の制定に向けた動向についてということでございますが、先ほど少しお話も出たところでございますけれども、令和6年3月定例会、昨年9月定例会になりますけれども、そちらにおきまして、花巻市身体障害者福祉協会様ほか1名の方から花巻市におきましても、県と同様の条例制定について請願があったところでございまして、議会の方の福祉常任委員会そちらの方で採択というところになりまして、今回の9月の定例会におきまして、10月1日、昨年の10月1日でありますけれども、全会一致で請願が採択をされたというところでございます。

その後、本年2月になりますけれども、県の身体障害者福祉協会事務局、花巻市の身体障害者福祉協会様と、条例制定について意見交換を市の方でも行ったところでございます。

また昨日でありましたけれども、3月8日になりますが、市の福祉常任委員会文教福祉常任委員会の方と、あとは市の身体障害者福祉協会様の方の所管事務調査ということで、簡単に申し上げれば、議会の方での勉強会と言ったらよろしいでしょうか実際にどういうものか、それぞれ協会の方からお話をいただいて、理解を深めるというようなのが所管事務調査というふうになりますそれが行われたところでございます。

6番、今後の市条例の制定に向けた考え方ということでございますけれども、いずれ今のところ県内におきましては、この条例を定めている市町村についてはないというような状況でございまして花巻市の方で今検討を進めているというようなところでございます。

実際この条例については、必ず定めなければならないというものではないわけでございますけれども、やはり今後の障がい者の方々の自立した地域での生活というものを考えたときにあった方がより明確化、障がい者の方々の考え方というかそういうも

のを明確にできるかなというところもありまして、制定については検討を進めているところでございます。

県条例の第5条、先ほど少し申し上げましたけれども市町村の役割というものがございます。市町村は基本理念によって、当該市町村の特性、地域特性というがありますけれども、地域特性においてそれぞれの立場において、そういうものを含めながら、条例を制定することができるというような記載がありまして、今後ですね、その地域の特性というものを考えながら本条例を制定する必要があるのかなというふうに考えてございます。

また岩手県では、県条例以外制定しているところがございますので、先進県といったしましては山形県については県あるいは市町村全部で、この「とも生き条例」の制定をしているというような状況でございますので、先進県等の情報収集を行いながら条例の設定、まず検討を進めていきたいなというふうに思っております。

つきましては、今後、自立協様の方でも、例えばご意見でありますとか、あるいは今日ご出席いただいております障害福祉団体の方々のアンケート。あとはヒアリングでありますとか、どういう形になるかまだ全く白紙ではございますけれども、条例制定の必要性等を検討する上で、様々な形でご意見をいただければ、ありがたいなと思っております。

今日いきなりのお話でございますので、すぐご意見等いただけるというふうにもなかなかそれは難しいと思いますので、私ども、どのような形で動いていけばいいのかっていうのがまだはっきりと決まったわけではございませんので、身障協さんともご協力をさせていただきながら、市の内部の方で条例制定に向けて検討を進めてまいりたいと思いますので、今後様々な形でアンケートでありますとか、あとお邪魔してお話を伺ったりとか、その地域の特性というのがですね、当事者の方々がどのように考えているのかというような、例えば情報伝達が中々なんだよねとか、先ほど支援者のお話もありましたし、後は就労支援など障がい者の方々の就労についてとかですね、そのような事細かいことを条例で定めるということができないんですけれども、ある程度大きな形で条例の中に盛り込むことはその地域の特性を踏まえればできるのかなというふうに思っていたので、いろいろな形で皆様方にご協力をいただけることもあるかと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

三井会長

ありがとうございました「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる花巻市まちづくり条例」ということでご説明をいただきました。意見交換でございますのでどうぞざっくばらんにご意見ご感想を言って結構だと思います。ございませんでしょうか？岩手県条例は本当に全国に先駆けて3番目ですか、早くできて、大変素晴らしい条例ではあるのですが、なかなか認知されないという状況もあろうかと思えます。これ身障協さんの方からのご提案でございますので、身障協会長の方からお願いしま

す。

佐々木会長

ありがとうございます。

さっき話が出たんですけども、身障協の県の会長、市の会長、藤井さんが亡くなられて、その後バトンタッチといいですか、引継ぎと言いますか、県の方から「お前やれよ」と言われて頑張ってはきたんですけども私もなかなか力がないものですから、ぜひ皆様のご協力を得てですね、ぜひ花巻市のまちづくりをより良いものにしたいなと思っています。ぜひご協力の方よろしくお願いいたします。

三井会長

ありがとうございます。

ご意見、ご感想の方お願いしたいのですが、いかがでしょうか。

金子副会長

まず、今回これお話伺いまして、岩手県の中では市のレベルで制定しているところがないということですから、先進的な取り組みということで、ぜひ花巻市が一番目にこれ条例制定というところをやっていただきたいというふうに思っております。その中で資料の1ページの一番下の所に構成というところで、前文、1条、2条、3条、この辺はどこの条例も変わらないものとなるだろうと予想できるんですけども、花巻市は、2年を具体的にどのように実行に移すのかっていう、そこの仕組みのところをぜひ明らかにするような形で作っていただければなと希望ですけども、お願いしたいと思います。

先ほどから市町村の特性に応じてということだったと思うんですけども、花巻市の特性と言ったときに私が真っ先に頭に思い浮かぶのは、その市の規模ですよ。面積ですとか、あるいは人口、あるいは障害のある人の人数、その規模を見たときに、先ほど山形県が先進的な取り組みというか、多くの市町村でこの条例が制定されているということですから、山形県の市のレベルで言うと花巻市はどこに相当するのかというのをぜひ調べていただいて、そこに匹敵するような規模でやっていただきたいと、その2点です。

もう一度言いますと、まず花巻の特徴として、その理念を具体的に実効あるものにするっていうその仕組みを作ってほしいということと、あと市町村の特性というときにその自治体の規模を他の県から参考にして、合わせて作っていただけるっていうふうに思っております。ぜひこの条例制定されるとよろしいのかなというふうに思っております。以上です。

三井課長

ありがとうございます。花巻市の特性からどういうことになるのかですね。

そういったことも検討しながらなるかと思えますけれども特にございませんか。なかなか出ないかと思えますけれども、これから色々な機会にですね、アンケート調査

であったり、いろんな集会であったり、予定されているということでございますので、いろんな機会にですね、ぜひ市民の皆さんの声をできるだけ反映した形でのですね、まちづくり条例が条例を作って終わりということでは決してないと思うので、それによってどう、どう変わっていくかどう変化していくかというところが問題なんだろうと思いますので、そういう意味で市の取り組みが、ぜひ他市町村を模範になるような取り組みに繋がればいいなというふうに思いますので、ぜひ、それぞれの団体さんからはですね、ご意見を集約していただいて、反映していただければと思います。今日のところはよろしいですか。

それでは特にないようですので、意見交換の方、これで終了したいと思います。

○その他

丹野基幹相談支援センター次長

事務局からは特にその他連絡事項等はございません。委員さんからは何かございますか。

よろしいでしょうか。皆様、活発なご協議いただき、ありがとうございました。いただいたご意見等については今後検討を進めていきたいと思います。今後ともご協力の方よろしくお願いいたします。

閉会の言葉ですけれども、金子会副会長にお願いしてよろしいでしょうか。

金子副会長

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、また貴重なご意見をどうもありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。以上をもちまして、令和6年度第2回花巻市地域自立支援協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。